

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	5月15日	6月6日	7月31日	消防	消防用ホース結合差込金具の規格の統一	消防用ホースに使う差込金具の規格が統一されていないことから、現在は各方式に対応させた消防機器(取水装置)を開発・製造しなければならず、ベンチャー企業にとっては負担も大きい。将来的には差込金具の仕様を統一すること。	日本商工会議所	総務省	平成17年に各消防本部が採用している消防用ホースについて調査した結果、5消防本部において結合金具が「ねじ式」の消防用ホースを採用しております。これらの消防本部では、順次、「差込式」の消防用ホースに更新が図られ、6消防本部のうち2消防本部は全て「差込式」に更新されています。残る3消防本部については、消防用ホースの一部が「差込式」に更新され、「差込式」と「ねじ式」が混在しているところですが、消防活動を行う際には、結合方式の異なる消防用ホースや消防機器(取水装置)をつなぎ合わせるための媒介金具を用いることにより、「ねじ式」及び「差込式」どちらを使用しても、迅速かつ円滑な活動が可能です。なお、これらの結合金具の形状については、消防用ホース又は消防用吸管に使用する結合金具に係る技術上の規格をそれぞれ総務省令で定めているが、各規格に適合するように「ねじ式」及び「差込式」の両方の製品を開発するかどうかの規制は存在していません。	事実認識	1. 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成4年1月29日 自治省令第2号) 2. 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成4年1月29日 自治省令第3号)	「ねじ式」、「差込式」のいずれの消防用ホースを採用するかは各市町村(消防本部)の判断によるものであり、差込金具の仕様を統一しなくても媒介金具を用いることにより、迅速かつ円滑な消防活動が可能であることから、特段の対応の必要はないと思慮されます。
2	10月16日	12月6日	1月17日	消防	JIS6種 シリコン油使用電気設備の特殊消火設備省略の特例化	【要望の具体的内容】 消防法施行令第13条第1項に規定する発電機、変圧器その他これらに関する電気設備のうち、当該設備の冷却または絶縁のためにJIS C 2001に規定される電絶絶縁油(つまりシリコン油)を用いる(第一種 冷却油 絶縁油シリコン油)を使用するものについては、「電気設備が設置されている部分における消火設備の取扱いについて」(昭和51年7月20日消防令第37号)第1、12(または10)の「冷却又は絶縁のため、油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの」とし、特殊消火設備を省略し簡易な大型消火剤の使用を要しないこととすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 冷却・絶縁媒体として絶縁(消防上の危険物)を用いた油入変圧器を防火対象物内に設置する場合には、消防法施行令第13条第1項より、特殊消火設備(全滅消火設備)の設置が求められる。冷却・絶縁媒体としてSF6(不燃性)を用いたガス絶縁変圧器の場合には、消防令第37号(昭和51年7月20日)の「冷却又は絶縁のため、油類を使用せず、かつ、水素ガスを発生するおそれのないもの」に該当するが、消防法施行令第32条の特例として、特殊消火設備の設置を省略でき、大型消火剤の設置で足りる。 ＜要望理由等＞ このようにシリコン油を用いた電絶性絶縁油使用変圧器を防火対象物内に設置しようとした場合、現行法では明示的な規定がないため、実質的には、ガス絶縁変圧器を設置する場合と同程度の消火設備の設置を求められる。具体的には、大型消火剤および感知器の設置等により消火体制を確保しているが、屋内変電所にシリコン油を用いた電絶性絶縁油使用変圧器を実際に設置しようとする、消防用吸管等の各種検定機関である日本消防設備安全センターの「性能評価および消防設備システム評価の手引」を踏まえ、変圧器をシールドさせて火災を起こし、直前に消火されるかどうかを確認する実験を形式化して「取扱い行」(例 10分程度)が要求される。このため、非常にコストがかかり、シリコン油を用いた電絶性絶縁油使用変圧器の導入が実現しにくい状態にある。 ＜要望理由＞ 室内においては、全米防火協会(NFPA)等が、変電所(室)の消火設備の構成条件を定めている。例えば、NFPAの定める火災調査工業規格は、シリコン油など、燃焼点が300℃以上(燃焼)しないことを意味するものの冷却・絶縁媒体を用いた変圧器であれば、変電所(室)の消火設備の軽減を認めている。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 変圧器が実現した場合、屋内変電所に変圧器を設置するに当たり、地球温暖化係数の高いSF6ではなく、リサイクル可能なシリコン油入変圧器の使用を促進することになり、地球温暖化防止および循環型社会形成に寄与する。	(一社) 日本経済団体連合会	総務省	＜変圧器の設置場所に係る基準＞ 消防法施行令第13条第1項より、防火対象物の発電機、変圧器その他これらに関する電気設備が設置されている部分で、床面積が200㎡以上のものには、特殊消火設備を設置することとされています。 ＜基準の適用除外＞ 消防庁の運用通知において、発電機、変圧器のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないものが設置されている部分に大型消火剤を設置した場合等は、消防法施行令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を省略してさしつかえない旨を示しています。 ＜具体的な適用除外の判断＞ 消防法施行令第32条により、変圧器の設置場所を管轄する消防長又は消防署長が適用除外の可否を判断する場合、申請者に対して第三者による評価等の客観的なデータを求めることがあります。しかし、必ずしも日本消防設備安全センターの「性能評価および消防設備システム評価の手引」を踏まえた実験を要求するものではありません。	事実認識	消防法施行令第13条第1項	日本消防設備安全センターに確認したところ、当該変圧器の火災に対する安全性の評価に関する相談を受けたことはなく、評価試験方法について要求したことがないと聞いています。
3	10月16日	12月6日	1月17日	消防	非常電源専用受電設備(認定キュービクル)に係る改造の定義の見直し・明確化	【要望の具体的内容】 告示に規定される「改造」の定義を、具体的かつ現実的なものに見直すことを要望する。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 学校、病院、工場等のうち消防法で定める防火対象物には消防用設備等(電源を必要とする設備)には非常電源の設置を義務付けている。その設備を技術上の基準に基づいて設置・維持することが消防法で義務付けられている(第17条)。キュービクル式非常電源専用受電設備については、この消防上の技術基準に適合していることの認定を登録認定機関より受けているが、既存の認定キュービクル式非常電源専用受電設備は、原則として認定時の状態からの電力負荷の追加・変更となる改造ができない。また、禁止されている「改造」の定義が不明確であるため、事業者は個々の改造に当たり、禁止されていない改造にあつたかどうかを、消防署に確認することを余儀なくされている。 ＜要望理由＞ 近年の技術の発展等の理由により、受電設備へ接続される機器の変更・増設の必要が生じる。認定当時には存在しなかった電気機器を接続したいというニーズが生じる。という場合がある。例えば、非常時の電源として有用と考えられる太陽光発電設備を、既存の認定キュービクルに接続したい、電力計等の継電器類を増設したい、という場合もある。これらの電気機器の受電設備への接続は、安全性の観点から問題はない。太陽光発電設備の規模は受電設備の容量等を考慮して設定され、継電器類については出力負荷がほとんど無いためである。 しかし、このような改造であっても、消防署の判断により認められないというケースが生じている。そこで、認定キュービクルの改造の定義を緩和および明確化し、安全性の観点から問題がない改造については、認められるようにすると共に、どのような改造であれば認められるかについて事業者が予測できる制度とすべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 例えば、太陽光発電設備および電力消費量が極めて少ない継電器類(電力量計、OVGRおよびRPR)については、認定キュービクル式非常電源専用受電設備への増設を、一時的な条件の下で可能とすることができれば、非常時の安全・安定な電力供給に資することができる。	(一社) 日本経済団体連合会	総務省	消防用設備等の非常電源として用いるキュービクル式非常電源専用受電設備の構造や性能等に係る基準は、昭和50年消防庁告示第7号で規定しています。ただし、当該告示に改造を制限する規定はありません。	事実認識	昭和50年消防庁告示第7号	改修したキュービクル式非常電源専用受電設備が、昭和50年消防庁告示第7号の基準に適合していることが認定されれば、消防法上、問題はありません。改修したものが認定されるかどうかは登録認定機関が判断するため、登録認定機関に要望を伝えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
4	10月17日	12月24日	1月17日	消防	「消防の用に供する機械器具」の一部の検定適用除外化	<p>【内容】型式承認を受けようとする者は、あらかじめ日本消防検定協会が行う試験を受けなければならないと定められているが、石油コンビナート事業者が自らの責任で使用する場合、石油コンビナートで使用される「消防の用に供する機械器具」については、消防法の検定対象から外していただきたい。</p> <p>【理由】以下のように、検定制度は石油コンビナート事業所にとっては意味を失っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「消防の用に供する機械器具」は消火実績が全てであり、検定品よりも海外の英火災で裏づけられた実績のある製品を使用したい。</li> <li>検定試験で得られる型式承認とは、「総務省で定める技術上の規格」に適合している旨の承認であるが、火災は法律で消火するのではなく技術で消火するものである。十勝沖地震でもそうであったが、総務大臣の型式承認証をパウチャーに消火器メーカーから見せられても、実際に消火ができないのでは意味がない。また、先端技術を導入したくても、既存の「総務省で定める技術上の規格」は先端技術の規格を想定しているわけではない。省令を改正して先端技術用の特例基準を定め、基準に適合してからでないで使用は認められない。このため、省令改正の手続きだけでも最低1年を要し、国際競争下にある産業界の足かせになっている。</li> <li>海外の先端技術を製造現場に機動的に導入できないため、消火性能が時代遅れの陳腐化した、かつコストも2倍～3倍高い目影依然の検定品を使用せざるを得ない。</li> <li>海外に例のない日本の検定制度はあまりにも世界からかけ離れ、時代遅れである。検定品を用いて消火できない場合、責任の所在が存在しない。結果的にはすべて事業者の責任となり、強制法規による規制強化となり、国際競争力が低下する循環を招いている。</li> </ol>	石油連盟	総務省	<p>消防の用に供する機械器具のうち、一定の形状等を有していないと、既に火災の予防若しくは警戒又は消火のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつその使用状況からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要がある検定の対象となる機器等は、機器等の型式に係る形状等が技術上の規格に適合しているか試験し、当該形状等が規格に適合している旨を型式承認した後、個々の機器等が型式適合検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売等をしてはならないことと消防法に規定されています。</p> <p>石油コンビナートで使用される資器材として石油コンビナート等災害防止法施行令に規定されている泡消火薬剤、消防用ホース及び結合金具は、検定制度の対象であり、技術上の規格を定める省令に適合することが求められます。</p> <p>これらのうち先端技術を用いたもので規格省令に規定のないものについては、消火能力や使用上の特性等を踏まえ、あらかじめ定められた技術基準と同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、特例を適用できるよう、それぞれの規格省令に規定されています。</p>	現行制度下で対応可能	消防法(昭和23年法律第186号第21条の2、第21条の3)	現時点において具体的な相談事はないが、各規格省令において先端技術について対応できるような規定があり、運用に当たっては柔軟に対応することとしている。
5	1月29日	2月18日	3月5日	消防	消防法危険物を車両で輸送する場合の緩和	<p>【規制】消防法危険物を車両で輸送する場合、「危険物の規制に関する政令」第二十九条第二号の規定により、包装の表面に総務省令で定められた表示が求められている。例えば500mLのジメチルスルホキシド(通称DMSO、危険物第4類第3石油類)を輸送する場合には、「火気厳禁 DMSO 500 mL」のごく表示が必要となる。</p> <p>【現状】創業研究においては、研究に供する微量で多種の化学物質を例えばそれぞれ0.05mLのジメチルスルホキシドに溶解し、それを多穴プレートに取りまとめた形で輸送することが行われている。上記の規制に危険物の内容量や引火点の違いによる足切の規定がないため、総量で数10mL程度のジメチルスルホキシドであっても表示が必要になる。</p> <p>一方で、「危険物の規制に関する規則」第四十四条 第三項では、第4類の危険物に該当する化粧品について、少量の場合は表示に緩和措置が定められていたり、より危険性に敏感な航空法ではDMSOは危険物ではなく、また適切な容器を使う限り大車の第4類危険物が1容器あたり1mL以下、それをいくつかまとめて送る場合には合計100mL以下の場合、危険物として扱わずとも良いとされている。</p> <p>【提案】危険物の運送に関わる法令間で差合性が保たれるように、特殊引火物、第一石油類、第二石油類、アルコール類のような危険性の高いものを除いた第4類危険物は、少量(1外装あたり150mL以下)を送る場合、危険物の表示は不要としていただきたい。</p>	民間企業	総務省	危険物の運搬に係る運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準を定めています。	対応不可	消防法第16条、危険物の規制に関する政令第29条、危険物の規制に関する規則第44条	<p>危険物を車両で運搬する場合、当該危険物を取り扱う者が運搬容器に危険物が収納されていることを知らないと、当該容器等を投げ捨てる等の粗忽な取扱いにより危険物の流出や火災が発生する危険性があるため、運搬容器に危険物が収納されていることを念頭に置いた取扱いが必要になります。</p> <p>航空機で危険物を輸送する場合には、仮に1外装当たり150ミリリットル以下の量であっても原則として危険物の表示を行うこととされている。危険物以外の輸送も含めて品名等が記載された航空運送状の作成に加え、航空機乗組員等には危険性を有する物品の取扱い、飛行中及び地上での火災・発煙への対応、消火器による消火活動等の教育訓練を受けることが求められていると承知しています。</p> <p>これに対して、同様に1外装当たり150ミリリットル以下の少量の危険物を車両で運搬する場合には、危険物の輸送に係る書類の発行や一定の資格要件等を要しない代わりに、当該物質が危険物である旨の表示を付すことにより危険物の流出や火災の発生を防止しているところであり、過剰な規制を課しているものではありません。</p> <p>なお、危険物の運搬容器が500ミリリットル以下と小さい場合には、外装部に簡便な表示をすることで足りることとしているところであり、可能な限り事業者の負担を軽減していることを申し添えます。</p>